

1999. 5. 8 第79号

ワーキング・ウーマン  
〒464 名古屋市千種区  
茶屋が坂 2-6-B-805  
(052) 842-2739 (内藤)  
留守番電話・FAX  
<http://www03.u-page.so-net.ne.jp/ya2/kikuchan/>

♀W・Wニュースは隔月発行です  
申込先 干振替 00870-4-10024  
ワーキング・ウーマン  
年間購読料 4000円

ワーキング  
ウーマン  
WORKING WOMAN  
男女差別をなくす愛知連絡会

## 年齢差別禁止法学習会

5月23日(日)  
Pm 1:30~

場所：ワーピアつるまい(地下鉄「鶴舞」下車) TEL 251-3811

昨年の「働く女性のホットライン」でも、女性の就職に『採用年齢の壁』が大きく立ちはだかっていることが鮮明になり、採用時の年齢条件付加を規制する法律が必要であることが実感されました。米国などでは、既に法制化されています。適当な講師を捜していましたが、まだまだ日本では研究者も少ない様子。とりあえず事務局員が各自分担して勉強し、報告しあう方法を採用します。

情報をお持ちの会員の方、是非ご協力をお願いします。

## ♀WW年間計画♀

企画時期等に若干の変更がありました。

- 7月 働く女のからだ — ピルと更年期ホルモン療法を考えよう
- 8月 夏合宿：テーマ募集中
- 10月 メディアリテラシーについて
- 12月 年末パーティ
- 2月 森田ゆりさん講演会：フェミニズムをテーマに

### = CONTENTS =

- \*雇用機会均等法改正後一ヶ月 …1
- \*法改正・求人広告チェック …2
- \*名古屋ふれあいユニオン …3
- \*新が働けたい反対愛知女性の会 …4
- \*投稿：ボランティア判決等に抗議を …5
- \*情報：四日市市回答 …6
- \*情報：国際女性デー異文化フェミニズム交流会…7
- \*情報：かけこみ、えんがわ、C&A …8

\*次回事務局会議は5月 10日(月) 7:30 から、市女性会館 3F 活動コーナー



## 4月から均等法が変わった

その1 雇用上のすべての差別が禁止規定となった



5月のある日、愛知県内の某職業安定所をのぞいた。

求人公開カードのある部屋は人、人、人でいっぱい。水色の男子コーナー、赤色の女子コーナーの表示が目にとびこんできた。あれー、前と一緒にじゃない？と思いつつ真剣に求人ファイルを繰っている人に混じって、赤いファイルを手に取る。性別の欄、「不問〇人」うん、よしよし。次々にカードをめくる。「不問」「不問」……その中に時々、「女子〇名」の記述。求人の受付日は？と見ると、3月〇日となっている。いっぱい見てわかったことは、女子〇名とあるものの求人受付日は、すべて3月のもので、求人の有効期限は、受付日の翌翌月の月末であること。したがって、5月末までは、男〇人、女〇人という求人が堂々と出ているというわけ。

均等法があっても、募集の差別的取扱をしないよう事業主に努力義務が課されていただけの時は、公共職業安定所でさえ、男女別求人はいくらでもあった。しかし、この4月に雇用上のあらゆる差別が禁止規定となったため、4月から受け付けた求人は、見事に男女不問となったわけである。

そういう求人は、賃金月額が20万円前後が多い。「女子求人」ではあまりない金額である。隣で「これいいじゃない？不問ってかいてあるよ」という声が聞こえる。

でも、男子求人の方が多いいんじゃないか？と疑い深い私。ファイルの数を数えて見るとほぼ同じ。もう一度6月以降に職安をのぞいてみよう。

新聞の求人欄も ページのように今までと比べると著しい改善が見られる。「指針」では、「ウェイトレス」、「看護婦」という名称で募集することや、「女性歓迎」「女性向きの職種」という表示もいけなかった。性別を感じさせる表現はほとんど見あたらなくなった。

まずはスタートラインの差別禁止が大体実現されているようだ。これから始まる新規学卒の求人がどうなるか、注目したい。

次は採用の差別をどうやって阻止するのだが、今回の改正でも間接差別禁止の規定はないので、男を雇ったかったが、面接したらいい女性が来たので女性を雇ったというふうに、採用する側を変えていくしかないようだ。

均等法施行から13年目の改正でやっと法律と呼べるものになった。〇



相談100件余、団交5件—結成から3ヶ月  
名古屋ふれあいユニオン!



厳しい雇用状況が続いているが、一月末に結成した一人で参加できる地域組合『名古屋ふれあいユニオン』（組合員40名）にも3ヶ月で約100件の労働相談が寄せられた。

強制配転・給与カットのはてに自宅待機させられた女性、勤続3年で有休・社会保険なしのパートの女性、要綱を一方的に改正し労働条件を切り下げられた公務員パート、一年契約で10年勤務したが再契約しないと言われた大手企業準社員の女性、過重労働の末退職に迫られるのではないかと不安を持つ病院勤務の女性…。解雇や一方的な労働条件の切り下げ、社会保険未加入や加入停止が目立つ。

意外なことに約半数は男性からの相談だった。社会保険を切られてパートに格下げされ、深夜割り増し無しになったホテル勤めの男性、リストラで退職願提出を強要された運送会社社員、病気休業を理由に解雇された男性、労災に二度遭い治療費・休業補償なしで解雇された新聞配達員の男性、社長の夜逃げ倒産で社員20人が賃金未払い…。3, 40代が多い。

3月中旬に二日間行ったホットラインに約40件の相談があったが、その半数はやはり男性からだった。働き盛り、正社員が多数を占め、解雇や雇止、退職勧奨、倒産といずれも深刻だ。相談の中で5件については団体交渉を行った。1ケースにつき団交は平均4回。交渉の結果、相応の解決金を得て和解したケースや職場復帰したケース、申し入れただけで解雇が撤回されたケースもある。5時間に及ぶ団交を重ね、一定条件を確保して和解したセクハラ団交では、交渉段階で被害者に対する個人攻撃、中傷、誹謗を避けられなかったと言う反省も残した。

団交を決意した相談者達からは「泣き寝入りしなくて本当に良かった」と。超多忙な日々だったが、これまでのところは短期間に一定の成果はあったのではないかと思う。(近田)

**誰でも参加できます!**

名古屋ふれあいユニオン

**[労働法] 学習会** 講師：石田真（名古屋大教授）

第1回：解雇—もしあなたが解雇されたら

6月18日（金）Pm6：30 ワーピアつるまい

□名古屋ふれあいユニオンでは、今年5～6回にわたって労働法の学習会を企画しています。是非ご参加ください。連絡：森みゆき 871-2192

勉強会・パレード・県知事市長への反対決議要請

# 新ガイドライン=戦争法案に反対する愛知女性の会

会員800人に！

3月25日、「新ガイドライン=戦争法案に反対する愛知女性の会」（代表・水田珠枝名古屋経済大学教授ら）を結成した。水田さんらの呼びかけでその日集まった12人で会の名前を決め、講師交渉をして4月4日の勉強会のチラシ2000枚を刷り、持ち帰った。WWからは伊藤汎美と近田が参加した。

4月4日の勉強会「日米新ガイドラインは私たちをどこへガイドするのか」では講師の小林武南山大教授が「周辺事態措置法案」「自衛隊法改正案」など関連三法案の根本性格、問題点を解説。「後方地域支援、それ自体が武力行為」「人権より戦争に価値をおく流れを絶対阻止」と訴えた。

4月17日は栄小公園を起点に150人の女性たちが花と風船を手に約1時間、「武力で平和は守れない」などと訴えながらパレード。この日のためにWW会員でMellaの茜が作詞作曲した「新ガイドラインにNO」は、本質を易しくさわやかに謳いあげた躍動感あふれるうたで、パレードを大いに引き立てた。この歌は18日に他グループが行った平和パレードでも流された。

4月22日は会員750人の署名付きアピール文を携え、県知事と市長に「関連法案への反対を表明すること」「県・市議会に同法案への反対決議を提案すること」「同法案が国会で成立し、政府から米軍への戦争協力を要請された場合、それを拒否すること」の3項目を申し入れた。新ガイドラインでは自治体が重要な役割を担わされることになるが、国から情報をほとんど知らされていないことも申し入れの段階でわかった。

残念ながら日米防衛方針（ガイドライン）関連法案は27日衆院本会議で可決・承認され参院に送付された。自民・自由・公明三党は参院でも過半数を占め、法案は5月下旬には成立とも言われるが、私たちは廃案を訴え、最後まで行動を続ける予定だ。一部の軍需利権者のために、これ以上の暴挙、暴走を許してはいけないと思う。5月7日、東京日比谷野外音楽堂で行われる「一万人女性大集会」には名古屋からも多数の女性が参加、国会まで抗議と廃案デモを行う。「沈黙は共犯」を肝に命じ、この件に関しては精一杯の行動を行いたい。（近田）



## 投稿

岩間 裕子さん（会員）から

4月26日中日新聞の投書に、「免罪符代わりの奉仕活動めいわく」という投書が載りました。内容は神戸地裁の婦女暴行罪四被告人にボランティア活動を評価した温情判決に対し、ボランティア活動をしている投稿者（66才男性）が、「安易に免罪符のように、罰をまけてもらうためにボランティアをするようになることは完全にルールに反しておりボランティアには全く迷惑で許せない」と抗議したものです。先の大津の判決がどんどん女性に不利に広まっていると感じます。もう地裁に抗議するだけではないのでしょうか。（法務省に抗議するとか国会議員になんとかしてもらうとか）先日名古屋栄の連続レイプ犯が捕まりましたが彼らに対しても同じ判決が下されると思います、よい知恵をください。

婦女暴行罪で懲役3年の男性 福祉施設の活動評価され、今回に限り執行猶予  
—神戸地裁  
(1999.04.14 毎日新聞大阪朝刊)

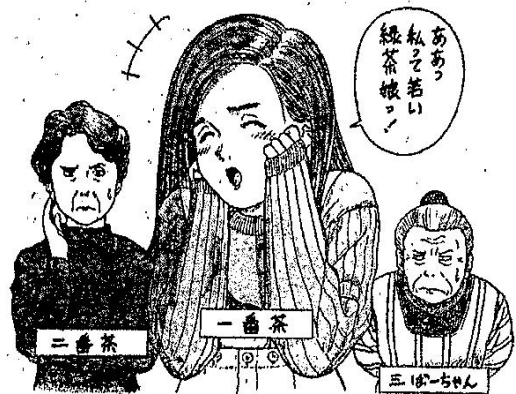
婦女暴行などの罪に問われ、被害女性の母親の要請で、社会福祉施設でのボランティア活動をしている神戸市長田区のとび職男性（21）に対する判決が13日、神戸地裁であった。江藤正也裁判長は「本来なら実刑も考えられるが、今回に限り、社会内で更生する機会を与える」として、懲役3年、執行猶予5年（求刑懲役5年）を言い渡した。実際の暴行行為に加わらなかった友人3人は、懲役2年6月～2年10月、執行猶予4年（求刑各懲役4年）だった。

判決によると、男性は昨年9月の深夜、他の3人と同市垂水区のコンビニエンスストアで無職女性2人（ともに18歳）に「遊びに行こう」と誘ったが断られたため、共謀して乗用車に連れ込んだ。

男性が1人に暴行を加えたが、警察官が駆けつけ、もう1人は未遂だった。暴行された女性に対しては、4人が連帯して計350万円を支払うことで示談が成立した。未遂だった女性に対し男性の弁護人が3月、示談交渉した際、母親から「福祉施設で社会的弱者に触れることで、人の痛みを理解してほしい」との申し入れがあった。男性はこれまでに3回、知的障害者施設で掃除やシーツの取り換え、遊び相手などをした。弁護人は「何かを学び取ることができるまで継続させる」と話している。

\* 本件については、WWWのホームページを読んだ関西学院大の学生の方からも情報が入りました。

それから、話は変わりますが、中日新聞の「サンデー版」に「健康と食生活」という連載があるのはご存じでしょうか。本文はいいのですが、その挿し絵が「フードポルノ」なのです。毎回若い女性が食べ物に例えられ、時にはレースクイーンの姿になり、4月4日掲載分は、まさに女性を年齢でランク付けし、女性間差別です。これはオヤジの援交と同じ発想でありミスコンもこれに基づいたものといえます。どうか抗議してください。中日新聞読者応答室  
〒460-8511 0568-88-2



935 岩間裕子 春日井市坂下町7-760-787

さる3月16日に、四日市市教育委員長日比義也氏の「女性が家庭に戻ることこそ青少年問題の解決の第一歩である…」等の女性差別暴言に対しワーキングウーマンなどの女性団体が送った四日市市長、教育長あての質問状に回答がありました。質問に対する具体的な回答はいっさい無く、世間を騒がせて「遺憾」と言うだけで、問題の内容については判断無し。「如何」ともしがたいものです。今後の対応検討中。とりあえずお知らせします。(事務局)

平成11年3月31日

四日市市長 井上 哲夫  
四日市市教育委員会 教育長 佐々木 龍夫

少年センターだより8月号「家庭の価値」四日市市教育委員会教育委員長  
日比義也氏署名記事に関する公開質問状への回答について

平成11年3月16日付けで送付いただきました「少年センターだより教育委員長記事についての質問」に、項目毎お答えする形では、今回の記事に関する課題と経過並びに今後の方向についてご理解いただくことがむずかしいと判断いたしますので、以下のとおり総括してご回答申し上げます。

昨年の少年センターだより8月号に掲載された日比義也教育委員長の「家庭の価値」については、労働団体、教職員組合、女性グループ・個人など、多くの方々から、「家庭における父親の役割について全く触れずに、一方的に母親のみにその責任を負わせているのでは」というご意見や、「女性の社会進出を否定している」とのご批判をいただきました。寄せられた多くのご意見ご批判をを真摯に受け止めますとともに、**多くの方々にご心配やご不快の念を抱かせることとなったことは誠に遺憾とするところで**す。

本市は、これまで女性問題の解消、男女平等社会の実現を目指し、あらゆる分野、領域において、女性の視点に立った施策となるよう見直しを行うとともに、教育・啓発活動を進めてまいりました。そして、新総合計画の中でも施策の大きな柱として位置づけ、今後もさらに一層その推進に努力してまいりたいと考えております。

本市は、これまで各団体との話し合いや市議会の質疑の中で、市と教育委員会の見解と方策について説明し、意見の交換を重ねてきました。今回、少年センターだよりのなかで教育長としての考え方を表明いたしましたのも、その一環であり、市議会等の要請に基づき対応したものです。

これらの経過を経て、本市は、子どもたちを健やかに育てるための家庭のあり方や女性の社会参加のために必要な条件整備の進め方など、今後取り組まねばならない難しい課題に対しても、これまでいただいた多くのご意見を生かし、議論を一層深めながら問題解決のために努力していくことを確認し、新たな歩みをはじめようとしています。そして本件が、本市にとっての青少年問題や女性問題の解決に向けた大きなステップとなることを願うものです。以上、これまでの経過と本市の姿勢をご説明申し上げ、公開質問の回答とさせていただきますので、その旨をご賢察のうえご理解賜りたくお願い申し上げます。



2000年・国際女性デーイベント  
3月12日(日)に決定

わいわいういみん (国際女性デーを祝う会) 企画

## 異文化フェミニズム連続交流会

いろいろな国の女性達とフェミニズムについて語り合いたい!

### 第1回：6月20日(日)『人権』

担当：アネステイ・インターナショナルわや (at 3F第1研修室)

Pm 1：30から 場所：国際センター (地下鉄：国際センター) 参加費 300円



第2回：7月18日(日)『ジェンダーと民族』(仮題)

担当：在日朝鮮人女性グループ (3F第1研修室)

第3回：8月29日(日)『ジェンダーと開発・環境』(仮題)

担当：交渉中 (3F第1研修室)

第4回：9月19日(日)『ジェンダーと芸術』(仮題)

担当：交渉中 (4F第3研修室)

第5回：10月16日(土)『ジェンダーと暴力』(仮題)

担当：性暴力と闘うグループ (4F第3研修室)

第6回：11月 6日(土)『2000 I.W.D.オープンミーティング』

(3F第1研修室)

♀以上の予定は変更になることがあります

♀主催：わいわいういみん (国際女性デーを祝う会)

私たちは、毎年3月8日の国際女性デー (IWD) を祝うイベントを名古屋で企画しているグループです。IWDをいっそう意義のあるものにするために、今年は諸外国の女性達とフェミニズム交流を行う企画を立てました。あなたの参加を待っています。

♀連絡先：052-711-2966 TEL, FAX

Email: DZH03114@nifty.ne.jp Home Page: <http://member.nifty.ne.jp/IWD-HP/>





## INFORMATION・情報・じょうほう



シリーズ「家庭の中にある暴力を理解する講座」

### 第1回「これって暴力？」

1999. 5. 29(土)13:30~16:30

講師：かけこみ女性センターあいちスタッフ

場所：名古屋市女性会館, 名古屋市中区

定員：50名 参加費：1,000円(7回分前納者 5,000円)

主催・問合せ：かけこみ女性センターあいち Tel & Fax 052-853-4479

えんがわ 2周年記念「バザーとうたごえ喫茶」

1999. 5. 16(日) バザー 10:00~13:00

うたごえ喫茶 13:30~14:30

場所：デイセンター『えんがわ』, 名古屋市瑞穂区片坂町2-50 Tel 837-3344

うたごえ喫茶：J-ヒ-お菓子付き300円 バザー出店者募集：1区画1000円

主催・問合せ：早川 Tel 836-0371、吉川 Tel 831-1666

## C&A ワークショップ

<愛と自立><信頼と強調>のつき合い方セミナー

1999. 6/12, 13 Part1 聴き方応じ方がうまくなる学習会

10/9, 10 Part2 話し方がうまくなる学習会

12/11, 12 Part3 話し合い能力向上の学習会

講師：出口和世さん 場所：野並子どもの村

定員：10名

参加費：各20,000円(各2日間ともご参加ください) 子どもの村に宿泊可能

STEP 勇気づけセミナー

1999. 5/10~7/5 毎週月曜 PM7:00~9:30 全9回

講師：西尾真喜子さん 場所：野並子どもの村

定員：10名 参加費：各28,000円

読書会 「感情はコントロールできる」

1999. 4/15~ 第一第三木曜日 PM7:00~9:00

セミナー終了者のための「読書会」です。 場所：野並子どもの村

参加費：一回 1,000円 テキスト「感情はコントロールできる」1680円+税

主催・問合せ：C&A (長瀬 Tel 892-6824, 加藤 Tel 895-850)